

三重県への来県延期協力金申請方法（遊漁船業を営む事業者の皆さま）

概要

- 対象： 県内に営業所のある遊漁船業の適正化に関する法律の登録事業者
※4月20日以前に登録、開業しており、営業の実態がある事業者であること
- 対象期間： 4月20日（月）から5月31日（日）まで
（注：本県は5月14日に緊急事態宣言の対象地域から除外されましたが、当該協力金の対象期間は上記のとおりです。）
- 支給金額： 予約延期・キャンセルした件数：1件あたり6千円
（ただし予約を受け入れないために自主休業を行っている場合は、自主休業した日数に6千円を乗じた額で算定できる。）
1事業者あたり12万円を上限とする
※「宿泊予約延期協力金」及び「感染症拡大阻止協力金」との重複受領はできません。

申請方法

- 申請： 郵送のみ
- 申請期間： 5月15日（金）から6月30日（火）まで（消印有効）
- 申請先： 三重県への来県延期協力金申請受付（遊漁船）
- あて先： 〒514-8570 津市広明町13番地
※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所および氏名を必ずご記載ください
また、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法での郵送を推奨します
- 必要書類：
- ① 申請書
 - ② 予約延期・キャンセル数を証明する書類
（ex. 予約管理台帳、インターネットの予約管理画面等）
または自主休業を証明する書類
（ex. インターネットの休業揭示画面、地域団体の申し合わせ書面）
 - ③ 支払関係書類（本人確認書類の写し、支払金口座振替依頼書及び通帳のコピー等）
 - ④ 遊漁船業の適正化に関する法律に基づく登録標識（営業所揭示用）の写し

切手	〒514-8570	津市広明町13番地
	「三重県への来県延期 協力金」 申請受付（遊漁船） 係 宛	

記載例（切り取って使用可能です。）

問い合わせ先：三重県への来県延期協力金相談窓口（9:00～17:00 土日祝日除く） 電話：059-224-2778